

議案第 85 号

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例
(平成 20 年かすみがうら市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 9 条第 1 項中「やまゆり館を使用し」を「別表第 1 区分の欄に掲げる場所を使用し」に改め、「者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「やまゆり館」を「、これら」に改め、「使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の利用については、この限りでない。

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 申請者は、前項に規定する使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長に申請し、使用許可を受けなければならない。

第10条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第9条関係）

区分	開館時間	
会議室（1）	火曜日から日曜日	午前9時30分から午後9時00分まで
会議室（2）		
相談室		
健康づくりコーナー		
子育てルーム		午前9時30分から午後4時30分まで
キッズコーナー	火曜日から日曜日	
子育てコーナー		
授乳室		
談話コーナー	火曜日から土曜日 (休日を除く。)	

※第7条第1号ただし書の規定により、月曜日の翌日以降を休館日とする場合

は、月曜日も開館するものとし、開館時間は上記のとおりとする。

別表第2中

「

※1 使用する者は、0歳児以上3歳児以下の乳幼児及びその保護者等とする。

※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。

」を

「

※1 使用する者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児及びその保護者等とする。

※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。

※3 子育てルームのうち、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の使用料は、無料とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。